

令和8年度県職員ドローン技術向上研修業務のプロポーザルにおける質問に対する回答

| 番号 | 実施要領又は委託業務仕様書のページ数、項目番号等  | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|---|
| ①  | 委託業務仕様書 p.1 5 受講人数 (1) 研修業務(基礎編) ② 実技訓練<br>及び p.2 5 受講人数 (2) 研修業務(実践編) ② 実技訓練 | 実技訓練は受講者ひとりに対し1インストラクターの配置が必要でしょうか。   | 受講者一人当たりの講師数は指定していないため、講師数も含めて提案するものとする。  |
|    | 委託業務仕様書 p.2 6 業務内容 (1) 研修業務 ① 研修日程の設定【基礎編】 イ                                  | 実技訓練の10時間の飛行に、シミュレーターやトイドローンは含んで差し支えないでしょうか。  | 仕様書に記載する10時間は、研修受講者がカテゴリII飛行を行えるようになることを想定して設定した時間数である。ドローンを初めて操縦する受講者が多くなることを考慮して10時間の飛行は、実際に機体を操縦することが望ましい。 |
|    | 委託業務仕様書 p.3 6 業務内容 (2) 研修業務 ⑤ ドローン機体等の配備                                      | ①「汎用性が高いもの」とのことですが、メーカーや生産国による制限はありませんでしょうか。<br>②既に県庁内で運用中の機体がありましたら、参考までにご教示いただけませんかでしょうか。 | ①メーカーや生産国等の制限は設定していない。<br>②DJIのMatris4T及びAir3s等を所有している。   |
|    | 委託業務仕様書 p.4 6 業務内容 (2) 相談業務   | 参考値として、昨年度の相談件数の実績をいただけませんかでしょうか。   | 7件(メール等による。)  |
|    | 委託業務仕様書 p.4 8 その他 (2)   | 定期的な県との「協議」について、オンラインやメールでも可能でしょうか。対面を想定されていますでしょうか。  | オンラインやメールでも可能であるが、必要に応じて対面を実施することとする。   |